

令和8年3月2日から

農地転用届出時の

- **土地の全部事項証明書**
- **公図**

の添付を省略できます。

◎土地の全部事項証明書は、農業委員会が登記情報連携システムを活用し情報を取得することで、添付省略が可能です。

(※土地の全部事項証明書の写し等があればお持ちください。)

◎登記情報を取得・確認するため受付に時間がかかりますので、ご了承ください。

全部事項証明書の添付を省略される方は、 以下の点にご注意ください。

- 1 申請時点の登記情報（土地の地番、地目、地積、所有者住所・氏名など）をご自身で必ず確認し、申請書を作成してください。登記情報と申請書の記載内容が異なる場合には受付できません。
- 2 登記簿に記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合には、経緯を証する書面（住民票、住居表示変更証明書、不在住証明等）の添付が必要です。
- 3 相続が発生している場合には真正な権利者であることを証する書面、土地区画整理事業の実施区域内の場合には仮換地証明書などの添付書類が必要です。
- 4 登記が手続き中である場合、登記情報連携システムによる登記情報の確認ができません。登記手続きが完了し、システムによる登記情報の確認ができ次第受付いたします。

★ 転用行為後1か月以内に地目の変更登記が必要です（不動産登記法第37条）。